

日看協発第 66 号  
令和 3 年 4 月 28 日

各都道府県看護協会長 様

公益社団法人 日本看護協会  
会長 福井 トシ子



健康保険の被扶養者認定における新型コロナウイルスワクチンの接種業務に  
従事したことによる一時的な収入増加の取扱いについて

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本会事業の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

健康保険の被扶養者の認定においては、「年収 130 万円」の基準がありますが、今般の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種業務のほか、医療機関や軽症者宿泊療養施設、保健所、コールセンター、PCR 検査センター等で従事したことによる、被扶養者の収入の一時的な増加が生じ、被扶養者の認定が取り消されてしまうのではないかという懸念の声があることから、本会宛に「健康保険の被扶養者認定における新型コロナウイルスワクチンの接種業務に従事したことによる一時的な収入増加の取扱いについて」(令和 3 年 4 月 26 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡)が送付(別紙 1)され、被扶養者の収入の確認における留意点について、周知の協力が求められました。

貴会におかれましては、内容をご了知いただくとともに、貴会会員へ適切な周知がされるよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ】

公益社団法人日本看護協会

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2

健康政策部保健師課 (担当: 阿部、沼田)

TEL : 03-5778-8844 / FAX : 03-5778-8478

E-mail : [hokenshi@nurse.or.jp](mailto:hokenshi@nurse.or.jp)